

✚ 貨物概要

表地がアクリル製パイル編地（模様編みのもの）のティッシュペーパーボックスカバーで、うさぎのぬいぐるみに似た形状をしたもの。

胴体内部には、ティッシュペーパーボックス 1 個を収容できる綿製白生地から成る空洞を有しており、背及び腹部には、それぞれ幅約 13 cm 及び約 15 cm の開口部（腹部の開口部分は周囲にゴムひもが縫い込まれており、押し広げると約 33 cm に開く）が作られている。

表地と綿製白生地との間には、人造繊維の綿の詰物がされている。

✚ 分類

関税率表第 6304.91 号 - 1（統計番号 6304.91-010）の模様編みの組織を有するメリヤス編物製のその他の室内用品

✚ 分類理由

背部と腹部に内部の白生地が露出した開口部があり、ティッシュペーパーボックスカバーとして使用されるものであり、ぬいぐるみとして第 95 類のがん具には分類されません。

したがって、メリヤス編みの製品で、その形状、用途から、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）